



福島医発第 66号(地)

平成26年 4月 7日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

ファビピラビル製剤の使用に当たっての留意事項について

ファビピラビル製剤（販売名：アビガン錠 200 mg）（以下、「本剤」という。）については、「新型又は再興型インフルエンザウイルス感染症（ただし、他の抗インフルエンザウイルス薬が無効又は効果不十分なものに限る。）」を効能又は効果として承認されたところです。

本剤は、有効性を示す臨床試験の成績が限られており、かつ、ヒトにおいて催奇形性を有する可能性があることから、他の抗インフルエンザウイルス薬が無効又は効果不十分な新型又は再興型インフルエンザウイルス感染症が発生し、本剤を当該インフルエンザウイルスへの対策に使用すると国が判断した場合にのみ、患者への投与が検討される医薬品です。

これに伴い、本剤の使用に当たっての留意事項について、厚生労働省医薬食品局審査管理課より、福岡県保健医療介護部薬務課監視係を通じて別紙のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
感染症対策担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

「公印省略」

25薬第5123号
平成26年3月27日

各関係団体の長 殿

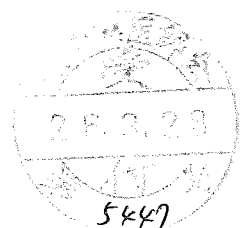
福岡県保健医療介護部薬務課長
(監視係)

ファビピラビル製剤の使用に当たっての留意事項について

ファビピラビル製剤（販売名：アビガン錠 200mg）（以下「本剤」という。）については、「新型又は再興型インフルエンザウイルス感染症（ただし、他の抗インフルエンザウイルス薬が無効又は効果不十分なものに限る。）」を効能又は効果として承認されたところです。

本剤は、有効性を示す臨床試験の成績が限られており、かつ、ヒトにおいて催奇形性を有する可能性があることから、他の抗インフルエンザウイルス薬が無効又は効果不十分な新型又は再興型インフルエンザウイルス感染症が発生し、本剤を当該インフルエンザウイルスへの対策に使用すると国が判断した場合にのみ、患者への投与が検討される医薬品です。

これに伴い、本剤の使用に当たっての留意事項について、別添のとおり平成26年3月24日付薬食審査発0324第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知がありましたので、御了知の上、貴会会員に対して周知をお願いします。



薬食審査発 0324 第 1 号
平成 26 年 3 月 24 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長
(公 印 省 略)

ファビピラビル製剤の使用に当たっての留意事項について

ファビピラビル製剤（販売名：アビガン錠 200mg）（以下「本剤」という。）については、本日、「新型又は再興型インフルエンザウイルス感染症（ただし、他の抗インフルエンザウイルス薬が無効又は効果不十分なものに限る。）」を効能又は効果として承認したところです。

本剤は、有効性を示す臨床試験の成績が限られており、かつ、ヒトにおいて催奇形性を有する可能性があることから、他の抗インフルエンザウイルス薬が無効又は効果不十分な新型又は再興型インフルエンザウイルス感染症が発生し、本剤を当該インフルエンザウイルスへの対策に使用すると国が判断した場合にのみ、患者への投与が検討される医薬品です。

つきましては、下記の点について留意されるよう、貴管下の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。

記

1. 本剤の承認条件について

本剤は、承認に当たり、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 79 条第 1 項の規定により、以下の条件を付したこと。

【承認条件】

- (1) 我が国において、承認用法・用量における薬物動態試験を実施し、終了後速やかに、かつ、製造販売の承認を受けた日から1年を経過する日までに、試験成績及び解析結果を提出すること。
- (2) 通常のインフルエンザウイルス感染症を対象に、本剤の有効性の検証及び安全性の確認を目的とした臨床試験を実施し、終了後速やかに試験成績及び解析結果を提出すること。
- (3) 1及び2の試験成績及び解析結果を提出し、それに応じた措置がなされるまでの期間は、厚生労働大臣の要請がない限りは、製造等を行わないこと。
- (4) 製造販売する際には、通常のインフルエンザウイルス感染症に使用されることのないよう厳格な流通管理及び十分な安全対策を実施すること。
- (5) 本剤の投与が適切と判断される症例のみを対象に、あらかじめ患者又はその家族に有効性及び危険性が文書をもって説明され、文書による同意を得てから初めて投与されるよう、厳格かつ適正な措置を講じること。

2. 本剤の効能又は効果について

- (1) 本剤の効能又は効果における「新型又は再興型インフルエンザウイルス感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第1号の「新型インフルエンザ」及び同項第2号の「再興型インフルエンザ」（以下、「新型インフルエンザ等」という。）を指すこと。
- (2) 本剤の効能又は効果における「他の抗インフルエンザウイルス薬が無効又は効果不十分なもの」とは、新型インフルエンザ等のうち、他の抗インフルエンザウイルス薬が無効又は効果不十分なものとして国が判断したものを指すこと。

3. 本剤の製造販売及び流通について

- (1) 本剤の製造販売については、承認条件の(3)のとおり、承認条件の(1)及び(2)により実施することとされた臨床試験の成績及び解析結果が提出され、それに応じた措置がなされるまでの期間は、厚生労働大臣の要請がない限りは、製造等は行われな
- こと。
- (2) 本剤が製造販売される場合には、承認条件の(4)のとおり、通常のインフルエンザウイルス感染症に使用されることのないよう厳格な流通管理が実施されること。流通管理の詳細については、今後、別途通知する予定であること。

4. 本剤の適正使用について

- (1) 本剤は、他の抗インフルエンザウイルス薬が無効又は効果不十分な新型又は再興型インフルエンザウイルス感染症が発生し、本剤を当該インフルエンザウイルスへの対策に使用すると国が判断した場合にのみ、患者への投与が検討される医薬品であること。
- (2) 国が本剤を前記の対策に使用すると判断した場合には、国が示す当該インフルエンザ

ウイルスへの対策の情報及び最新の本剤の添付文書等、最新の情報を随時参照し、本剤の投与が適切と判断される症例のみを対象に使用すること。

- (3) 本剤は動物実験において催奇形性が確認されていることから、投与の検討に当たっては、本剤の警告及び禁忌のうち、以下の内容について、特段の留意をお願いすること。

【警告】

1. 動物実験において、本剤は初期胚の致死及び催奇形性が確認されていることから、妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には投与しないこと。
2. 妊娠する可能性のある婦人に投与する場合は、投与開始前に妊娠検査を行い、陰性であることを確認した上で、投与を開始すること。また、その危険性について十分に説明した上で、投与期間中及び投与終了後7日間はパートナーと共に極めて有効な避妊法の実施を徹底するよう指導すること。なお、本剤の投与期間中に妊娠が疑われる場合には、直ちに投与を中止し、医師等に連絡するよう患者を指導すること。
3. 本剤は精液中へ移行することから、男性患者に投与する際は、その危険性について十分に説明した上で、投与期間中及び投与終了後7日間まで、性交渉を行う場合は極めて有効な避妊法の実施を徹底（男性は必ずコンドームを着用）するよう指導すること。また、この期間中は妊婦との性交渉を行わせないこと。

【禁忌】

1. 妊婦又は妊娠している可能性のある婦人
〔動物実験において初期胚の致死及び催奇形性が認められている〕

- (4) (1) から (3) により、実際に本剤が使用される場合には、使用に先立ち、あらかじめ患者又はその家族に有効性及び危険性について文書をもって説明し、文書による同意を得てから初めて投与すること。

5. その他

- (1) 本剤（承認条件の(3)により、本剤の製造等を行わないこととされている場合に限る。）については、「輸出用医薬品等の届出の扱いについて」（平成20年11月11日付け薬食審査発第1111001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）の1(1)の「届出不要」にならないこと。
- (2) 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第74条第1項による届出を行い、本剤を輸出するために製造し、又は輸入しようとする場合には、本剤の形態は国内で流通しうる形態としないこと。